

平成23年（ワ）第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣 清水 外33名

被告 中部電力株式会社

原告準備書面2

平成24年3月1日

静岡地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智

弁護士 南 條 潤

外

求釈明に対する回答

1 求釈明 1 に対して

(1) 1 (1) について

「運転を終了せよ」とは、3ないし5号機について、このまま運転を再開することなく廃炉手続きに入れという趣旨である。すなわち、

- ①今後永久に原子炉において臨界を起こさせない
- ②原子炉内にある核燃料棒を原子炉内から取り出して安全に保管し、可能な限り速やかに施設外に搬出することを指すものである。

(2) 1 (2) について

ほぼ同義である。

(3) 1 (3)

「運転を終了せよ」とは前(1)記載のとおり趣旨であり、当然に、浜岡原発は、廃炉、廃止となる。

2 求釈明 2 に対して

安全な保管・冷却方法とは、最新の科学技術上の知見によってアップデートされ、保管・冷却施設建設時における最新の科学技術によってなされるべきものである。現時点においては、請求の原因・第5章、第2, 3 (3) 記載のとおり主張である。

3 求釈明 3 に対して

法文上に示されている「解体」は例示である。日本において、営業運転に供された原子力発電所の解体が終了した例は未だない。また、福島第1原発の例を見れば、事故等が発生した原子炉を安全に解体できる保証はない。仮に「解体」に

よる方法を法文上の絶対的要請にとらえれば、現実に適合しない事態となる可能性が極めて高い。

したがって、法令に基づき浜岡原発の廃炉を進めるべきは当然であるが、その方法において、施設の解体を伴わない方法をとることは当然許されるものと解すべきである。

以上